

光城学区集会所運営委員会規則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、光城学区集会所運営委員会（以下「運営員会」と言う）と称し、事務所を委員長宅に置く。

(目的)

第2条 運営委員会は、光城学区集会所の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営委員会の任務)

第3条 運営委員会は次の任務を担当する。

1. 集会所の維持・管理に関する事。
2. 事業計画、事業報告に関する事。
3. 予算及び決算に関する事。
4. 利用要領の作成及び利用に関する事。
5. 広報に関する事。
6. その他必要とする事。

(運営委員会の構成)

第4条 運営委員会委員は、学区連絡協議会委員が当たる。運営委員会は、協力委員を置くことができる。

(役員任期)

第5条 委員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
2. 欠員による補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 運営委員会には次の役員を置く。

委員長	1名
副委員長	2名
会計	1名
監査	2名

2. 役員は、学区連絡協議会役員が兼務する。

(役員職務)

第7条 委員長は、運営委員会の事務を総括し運営委員会を代表する他、会議を招集し議長となる。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時はその任務を代行する。
3. 会計は、収支を担当し会計報告を行う。
4. 監査は、会計を監査する。

(会議)

第8条 会議は、全委員で構成し管理・運営に関することを協議する。

2. 会議は、委員長が必要と認めたときに招集する。

3. 会議は、構成員の半数以上の出席を要し、議事は出席者の過半数で決する。賛否同数の場合は、議長が決する。

(規約の改廃)

第9条 規約の改廃は、5年毎に行うものとして会議の議決を要する。

上記規則に相違ないことを証明します。

住所 名古屋市北区水草町 2-60-2 水草団地 1-305

氏名 大島 鉦義 ㊟

令和2年度光城学区集会所運営委員会名簿

令和2年4月1日

役職	氏名	住所	電話
委員長	大島 鉦義	北区水草町 2-60-2 水草団地 1-305	915-4337
会計	浦野 利雄	北区水草町 2-33	914-5010

役職	氏名	住所	電話
宮司	川幡 平隆	北区清水 5-34-3	914-1932
氏子総代	富野 武	北区光音寺町 1-92	912-4977